

は　じ　め　に

北海道の酪農・畜産は、恵まれた土地資源を活用して規模の拡大を図りながら大きな発展を遂げ、北海道を支える基幹産業として重要な地位を占めています。

一方、家畜ふん尿については、規模拡大に見合った処理施設の整備がなされなかつたために不適切な管理がなされ、また、不適切な施用から環境に影響を与えている事例もみられます。国民の環境意識が高まる中で、資源循環型社会への移行が求められるとともに、家畜ふん尿について、その適正な管理と有機物資源としての有効活用が求められているところです。

こうした情勢を受け、平成11年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定されました。法の規制によるまでもなく畜産農家自らの責任として家畜ふん尿の適正な管理と利用が求められているところです。

農業は、命を培う食べ物を生産しています。その農業が環境に過大な負荷を与えるながら生産活動を続けるとすれば、これを言い訳することはできません。

この度、こうしたことを踏まえ、畜産農家が環境に影響を与えない経営を行うために、家畜ふん尿の管理と利用にあたって最低限守るべき事項をガイドラインとしてお示しすることといたしました。

これを実行に移すためには、一定の施設の改造や整備が必要となる場合も考えられますが、ちょっとした配慮や工夫でふん尿の流出など環境への影響を防ぐことが可能な場合も多くあります。

すぐにコストの高い施設の導入を考えるのではなく、シート等の安価な資材を利用した簡易で低コストな管理を検討してみることも必要です。

家畜ふん尿問題は、畜産農家の環境に対する意識とそれに対応する知恵が試されているといえます。